

1 競争入札参加資格審査について

各自治体では、地方自治法施行令第167条の5第1項及び同令第167条の11第2項の規定に基づき、競争入札に参加する資格を定めています。各自治体が発注する物品等の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、事前に各自治体が定める資格の審査を受けることが必要です。

(1) 名簿に登録できない(申請できない)者

次のいずれかに該当する者は、名簿に登録できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する場合(9ページ参照)
(同施行令第167条の11第1項の規定に該当する場合も含む)
 - ② 物品の買入れ等に係る入札参加資格等に関する告示(令和6年7月19日埼玉県告示第833号)11(4)又は(5)に該当することにより、資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者(9ページ参照)
 - ③ 登録・免許・許可等を営業の要件とする営業品目について、必要な登録・免許・許可等を有していない場合
 - ④ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
 - ⑤ 申請時において納付すべき税を滞納している者
 - ⑥ その他、各自治体が個別に定める要件に該当する場合
- ※ 電子申請又は添付書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をした場合、各自治体の規程等に基づき、資格が取り消されることがあります。

(2) 格付の審査

埼玉県及び越谷市、行田市(業種「建築物管理」のみ)、さいたま市(業種「建築物管理」の一部)が格付を行っています。

各自治体の格付の審査結果等については、各自治体にお問い合わせください。

埼玉県の格付審査について

埼玉県では次の項目を審査し、業種ごとにA、B、Cの3等級(Aが最高位)に格付しています。

- ① 売上高
- ② 経営規模【自己資本の額、従業員の数、機械装置(業種「印刷」のみ)】
- ③ 経営状況【流動比率、経営資本回転率、従業員一人あたりの売上額】
- ④ 営業期間
- ⑤ 障害者雇用状況、SDGs等の取組状況、ISO9001の認証取得状況

詳しくは、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/buppin0304/r78kakudsukekiyun.html>

(3) 審査結果

審査終了後、各自治体の名簿に登録されます。

次の項目はシステム（入札情報公開システム）で公開されますので、あらかじめ御承知ください。

- ①契約者の商号又は名称、法人番号
- ②契約者（自治体との契約権限等を持つ方）の役職名、氏名、事業所の所在地、等
- ③登録業種・営業品目
- ④所在地区分
- ⑤企業区分

主たる業種（「製造業その他」、「卸売業」、「小売業」、「サービス業」）ごとに、中小企業基本法に合わせて、「資本金の額」又は「常時使用する従業員の数」に基づいて中小企業と大企業に区分

⑥社会的貢献項目

「障害者雇用状況」、「環境配慮状況」の達成状況

⑦格付結果情報（県のみ）

業種区分ごとにA、B、Cの3等級（Aが最高位）で格付しています。

<参考> 県の一般競争入札では、一般的に次のような項目が参加資格として設定されます。

- ① 「業種又は営業品目」及び「格付」
- ② 所在地区分（管轄内・準管轄内・管轄外）
- ③ 企業区分（大企業・中小企業）

埼玉県の発注標準について

埼玉県では入札の執行予定額等に応じて、入札に参加できる格付の標準（発注標準）を定めています。詳しくは、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/pref-nyushin-buppin/hattyu.html>

所在地区分について

各自治体は、個別の入札への入札参加者の所在地に関する資格を定めています。この区分は自治体によって異なります。

埼玉県では、本社所在地と、契約者の事業所の所在地に応じ、管轄内、準管轄内、管轄外に区分しています。県以外の各自治体の所在地区分については、各自治体にお問い合わせください。

<埼玉県の所在地区分>

区 分	本社所在地	契約者の事業所の所在地
管轄内	県内	県内
準管轄内	県外	県内
	県内	県外
管轄外	県外	県外

地方自治法施行令第167条の4 （一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

地方自治法施行令第167条の11 （指名競争入札の参加者の資格）

1 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

物品の買入れ等に係る入札参加資格等に関する告示

（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。